

康楽館に常打芝居が帰ってきた!

## 創建110年特別公演

『リトライ ～風そよぐ町から～』



今シーズン、常打芝居をお休みしていた康楽館ですが、10月2日より創建110年特別公演『リトライ～風そよぐ町から～』がはじまり、館内には活気が戻っています。

小坂鉦山の発展に尽力した久原房之助(くはらふさのすけ)をテーマに「信じていればいつかきつといいことがある。苦難の続く今だからこそ、みてほしい」物語です。

- **期間** 10月31日(土)まで ※16日(金)は休演
- **時間** ①10時30分～ ②14時～ ※各120分公演  
 ※10月31日(土)千種楽は10時30分開演の140分公演1回となります。
- ◆ **町民は窓口で証明を提示すると、無料で観劇ができます。**  
 (町民以外の方は高校生以上：2,200円、小・中学生：1,100円)

■お問い合わせ先  
 明治の芝居小屋「康楽館」(TEL29-3732)



## 町から顕彰状が送られました 木村キクさんが満100歳に

9月16日、木村キクさん(大正9年9月16日 小坂町生まれ)が、100歳を迎えられました。

当日は、娘さんや親族が見守る中、顕彰状と花束が贈呈され、長寿をお祝いしました。

町長からお祝いを伝えると、「どうもありがとうございます。」と笑顔で応えていました。



## 11月2日(月)から コンビニ交付サービスが始まります!

マイナンバーカードをお持ちの方は、全国の主要なコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機を利用して住民票等の証明書が取得できるようになります。

- **交付できる証明書**
- 住民票の写し(本人及び本人と同一世帯の方のもの)
- 印鑑登録証明書(印鑑登録している本人のもの)
- 所得課税証明書(最新年度の本人のもの)
- 戸籍全部・個人事項証明書  
 (本人及び本人と同一戸籍内の方のもの)
- 戸籍の附票(本人及び本人と同一戸籍内の方のもの)
- ※住民票が小坂町になく、本籍地のみが小坂町の方も事前に「利用者登録申請」をしていただければ交付サービスが利用できます。

### ■利用できる時間

◎ **住民票・印鑑登録証明書・所得課税証明書**  
 6時30分から23時まで  
 (12月29日～1月3日及びシステムメンテナンス日を除く)

◎ **戸籍全部・個人事項証明書・戸籍の附票**  
 9時から17時15分まで  
 (土日祝祭日・12月29日～1月3日及びシステムメンテナンス日を除く)

■お問い合わせ先 町民課町民生活班(TEL29-3906)

## 離婚時の年金 分割制度のお知らせ

離婚した場合、二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。

離婚後2年以内に手続きを行う必要があるため、お早めに、お近くの年金事務所または年金相談センターまでご相談ください。

- ① **合意分割**
- ☑二人からの請求により、年金を分割できます。
- ☑年金分割の割合は、二人の合意または裁判手続きによって決定されます。
- ② **3号分割**
- ☑サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者であった方からの請求により、年金を分割できます。
- ☑年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。
- ☑平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。

■お問い合わせ先  
 鷹巣年金事務所(TEL0186-62-1490)  
 町民課町民生活班窓口(TEL29-3906)